

保稅管理資料保存サービス

◆保稅台帳への利活用

令和7年3月31日の関税法基本通達改正により、保稅台帳をクラウドサービス等に保存することが可能となりました。これにより「保稅管理資料保存サービス」は保稅台帳として活用可能となりました。

保稅管理資料保存サービスを利用することで、

- ・ 管理資料（保稅台帳）をNACCSの中に保存可能
- ・ 保存期間は5年間（自動保存）
- ・ 保存されている管理資料は、いつでも取得可能
- ・ 毎月 + 1,000円で利用可能（利用者コード単位）

保稅台帳とは

関税法第34条の2他において、保稅地域の貨物を管理する者が設け、必要事項を記載することを義務付けられている帳簿です。

一部例外を除き、当該帳簿は、記載すべき事項が生じた日から記載して2年を経過する日まで、保存する必要があります。

※注意点①

- ・ 本サービスの仕様に変更はありません。

※注意点②

- ・ マニュアル処理された場合、従来どおり別途記帳する必要があります。
- ・ 電磁的記録により保稅台帳を保存する場合の具体的な取扱いは、管轄税関の保稅部門にご確認ください。

◆ 対象管理資料

	管理資料名	出力情報コード	周期	備考
1	航空輸入貨物搬出入データ(航空)	ABS6900	日報	
2	航空輸入貨物取扱等一覧データ(航空)	ABS7000	日報	
3	航空輸出貨物取扱等一覧データ(航空)	ABT6300	日報	
4	航空輸出貨物搬出入データ(航空)	ABT6400	日報	
5	輸入貨物搬出入データ(海上)	SBS1400	週報	月曜日配信
6	貨物取扱等一覧データ(海上)	SBS1700	週報	火曜日配信
7	輸入貨物コンテナ関連データ(海上)	SBS1800	週報	月曜日配信
8	輸出貨物搬出入データ(海上)	SBT0200	週報	火曜日配信
9	輸出貨物コンテナ関連データ(海上)	SBT0500	週報	火曜日配信

利用可能業種

保税蔵置場、CY、航空会社、機用品業

◆ サービスメリット



BCP対策
バックアップ対策



リスク回避



コスト削減

外部媒体 (CD-ROMやUSBメモリ等)
読み込み不可や、紛失の恐れもなくなります。

◆ お問い合わせ先



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
営業企画部 営業推進課

メール：solution-pro@naccs.jp Tel：03-6732-6130